

# 埼玉県権限移譲方針

令和2年3月25日知事決裁

令和2年度以降における県から市町村への権限移譲について、市町村とともに日本一暮らしやすい埼玉県を実現するため、市町村が地域の実情と住民の意向を反映した幅広い分野で積極的に施策展開が図れるよう、本方針のとおり推進するものとする。

## 1 権限移譲の趣旨

住民に身近な行政を、より住民に身近な市町村が自らの判断と責任で取り組むことができるよう、県の事務・権限を市町村に移譲する。

## 2 権限移譲の状況

本県では、平成11年に「埼玉県分権推進計画」を策定し、権限移譲に関する本格的な取組を開始した。平成16年には「埼玉県権限移譲方針」を策定し、その後3年ごとに方針を見直し、平成28年策定の「第五次埼玉県権限移譲方針」に至るまで、計画的に市町村への権限移譲を進めてきた。

こうした取組の結果、市町村への権限移譲は着実に進展し、「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」（以下「特例条例」という。）による市町村への移譲事務数は、取組開始当初の平成12年度の65事務から令和元年度には157事務へと大幅に増加した。また、移譲事務に係る法律数は96法律となっており、この法律数は全国第5位（平成31年4月時点）である。

## 3 本県を取り巻く環境及び今後の方向性

本県には多数の市町村があり、その規模、体制は様々である。少子化や高齢化が急速に進む中、人口減少や高齢化の進行などの人口構造の変化も市町村ごとに大きく異なっている。

こうした中、地域課題に総合的に対応する市町村の役割はますます重要になっている。それぞれの市町村が変化を見通し、地域の実情に応じた解決策を講じていく必要がある。

権限移譲により、市町村が自己決定権を拡大し、自立性を高めていくことは、変化に対応し自らの発想により課題を解決する基盤となる。

このため、今後も計画的に権限移譲を推進するため、この方針を策定するものである。

## 4 移譲対象事務

### (1) 移譲対象事務の提示

市町村が計画的に権限受入れをできるよう、市町村の自己決定権の拡大や効率的な事務執行、住民の利便性向上に効果的な県の事務を移譲対象事務として提示する。

移譲対象事務は、市町村の意見、法令改正の状況等を踏まえ、毎年度見直すものとする。

### (2) 移譲の目安の設定

移譲対象事務ごとに、事務の内容に応じて移譲対象市町村の目安を設定する。

なお、移譲対象市町村の目安にかかわらず、事務の受入れを希望する市町村には積極的に移譲を行う。

### (3) 移譲対象事務の重点化

移譲の目安として設定した市町村の多くが受入済みの事務や移譲を受けた市町村から効果があったと評価された事務を「重点移譲対象事務」と設定し、未移譲市町村への働きかけを強化する。

また、市町村の自己決定権の拡大と効率的な事務執行を促進するため、特定の行政分野の事務を「パッケージ化」し、包括的な移譲を推進する。

## 5 権限移譲の進め方

市町村が主体的で計画的な権限移譲を進めるため、市町村は毎年度、県との協議を通じて、以後3年間の「権限受入計画」の作成をするものとする。

受入事務は、移譲対象事務から選択することを原則とするが、市町村は移譲対象事務として提示されていない事務の移譲を提案することができる。

計画には、事務の受入スケジュールだけでなく、権限受入れの考え方や課題、県に求める支援についても記載するものとする。

地域振興センターは、県または市町村間の調整役として、地域の情報を活用し、市町村の規模や課題等に応じて、きめ細やかな協議・提案を行う。

県と市町村で権限移譲に合意した事務については、県は地方自治法に基づき特例条例を改正する。

## 6 県の支援

### (1) 検討・準備段階

#### ア 情報・人的支援

移譲対象事務について、事務手順や移譲によるメリット、増加する事務量など、

事務内容の情報を提示する。受入れを検討している市町村に対しては、移譲事務に関する説明会・研修会の開催、事務処理マニュアルの提供及び個別相談の実施などを行う。

また、「権限受入計画」に基づき、市町村からの実務研修生の受入れ及び県職員の出向などの人的支援を行う。

#### イ 広域連携支援

単独で実施することが困難な事務や広域的に取り組むことで効率化が図られる事務などについて、機関等の共同設置、事務の委託など、広域連携の仕組みの利用を支援する。

#### ウ 財政支援

権限移譲特別推進交付金により事務受入準備経費を支援する。

また、広域連携の仕組みを利用する場合は、「広域連携によるスマート自治体等転換支援事業」により支援する。

### (2) 実施段階

#### ア 情報・人的支援

受入後の事務執行において円滑な事務執行に懸念が生じた場合、市町村は県に支援を要請できる。

市町村から支援の要請があった場合、県は助言や情報提供などの情報支援を行うとともに、出張による実地支援などの人的支援を行う。

市町村からの支援要請が多い事務は、説明会や研修会の開催などにより事務内容を改めて周知し、円滑な事務執行を支援する。

#### イ 広域連携支援

小規模市町村などで移譲事務の執行に支障が生じた場合は、広域連携の仕組みの活用を支援する。

広域連携の仕組みが利用できず、情報・人的支援によっても状況が改善しない場合は、事務・権限の県への返戻を調整する。

#### ウ 財政支援

市町村の事務執行に要する経費は、埼玉県分権推進交付金等により、所要額を措置する。

## 7 経由事務

広域性のある事務や専門性の高い事務については権限移譲の対象とはしないが、

住民の利便性の観点から、申請書の受理及び県への送付等を市町村に委ねることが効果的な事務を「経由事務」とする。

経由事務を市町村に委ねる場合は、市町村との協議を経て、特例条例等の条例により行う。

また、経由事務の執行に要する経費は、埼玉県分権推進交付金等により、所要額を措置する。

## 8 県民への情報提供

市町村への権限移譲による窓口の変更等について、県と市町村が協力し、各種の広報により確実に周知する。

また、県は市町村への権限移譲の状況をホームページ等により公表する。

## 9 その他

この方針は、地方分権改革の進展など、県及び市町村の事務・権限に関する状況に変化があった場合は見直しを行う。